

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和2年12月25日（金）14時00分から15時15分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階 中会議室4
- 4 出席した者の氏名
 - （1）委員 袴塚孝雄，澤則子，園部優，潮田裕子，笹沼慎一，原毅，土田記代美，奥田俊裕，鈴木俊彦，外川善夫
 - （2）執行機関 大曾根明子，田中誠一，川津英臣，加藤浩，佐藤修司，稲葉大貴，小野田定礼，大野愛
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - 報告事項
 - （1）令和3年度国保事業費納付金等（仮算定）の概要について（公開）
 - （2）水戸市の令和2年度の実施状況と令和3年度の必要保険税額について（公開）
 - （3）保険税の賦課方式について（公開）
 - 協議事項
 - （1）令和3年度の保険税率（案）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
令和2年第4回水戸市国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容
別紙のとおり

令和2年第4回国民健康保険運営協議会

執行機関 定刻でございますので、ただいまから令和2年第4回水戸市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、___委員、___委員、___委員、___委員から、所用により欠席との御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

次第に従いまして説明させていただきます。まず初めに、___会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 （挨拶）

執行機関 ありがとうございます。

これより議事に入らせていただきます。

水戸市国民健康保険規則第4条第4項の規定によりまして、___会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、___会長、よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは規則によりまして、会長が議長を務めるということになっておりますので、皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。また本日は、4名の委員の皆さん方の欠席ということで、10名御参加をいただいておりますので、過半数に達しております。会議は成立しておりますことをまず御報告させていただきます。

次に、会議録署名人でございますけれども、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

御異議なしとの声ございましたので、これから御指名をさせていただきたいと思っております。___委員さんと、___委員さんをお願いをさせていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いをいたします。

それではさっそく議事に入らせていただきたいと思います。

報告事項第1号、「令和3年度国保事業納付金等（仮算定）の概要について」、事務局の方からまず御説明願いたいと思っております。

執行機関 （報告事項1 令和3年度国保事業費納付金等（仮算定）の概要について説明）

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局の方から、令和3年度国保事業の納付金の仮算定について御説明をいただいたところでございますけれども、皆さま

方から御質疑等ございますか。

それではないようですので、この、報告第1号、令和3年度国保事業納付金等（仮算定）の内容については、今の御説明のとおり、御了承をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

— 異議なしの声 —

ありがとうございます。それでは報告事項の第1号につきましてはこれを了とすることにさせていただきたいと思います。

続きまして報告事項第2号、「水戸市の令和2年度実施状況と令和3年度の必要保険税の額について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

執行機関 （報告事項2 水戸市の令和2年度の実施状況と令和3年度の必要保険税額について説明）

会 長 それでは、第2号、水戸市令和2年度の実施状況と令和3年度の必要保険税額について御説明をいただきましたが、その中でなにかございますか。

___委員 今、新型コロナでいろいろと事業者の方への負担があるのですが、この算定の方には、その新型コロナの影響などというのは、加味をするなど含んではおられますか。

執行機関 3年度におきまして、資料の4ページの方になるのですが、こちらの方で算定しております歳入歳出収支の方ですが、歳出の方につきましては、まず国保事業費納付金というものがこの中で最大の歳出の要因になっております。納付金の方は県の方で算定している数字にはなるのですが、県の方の算定におきましては、今のところ医療費の若干の減というものは見込まれてはいる状況なのですが、そこまで大きな影響は現在としてはないだろうということで、多少減少になっている状況ではあるのですが、それも含めた形で医療費を推計したもので納付金を算定しているということで話しは伺っております。

もう一つ、水戸市の方で現年分の税の収納額、46億9,800万円ということで見込んでいる部分なのですが、算定の中で被保険者数ですとか世帯数は減少しておりますので、そちらの方の減少に伴う所得の自然減というものをまず第一として見込んでおります。さらに、コロナの影響もあるだろうということも含めて、調定額自体は若干ではあるのですが、例年の見込みよりは少し落とした状態での算定はしている状況です。

___委員 ありがとうございます。

会 長 収納にあたっては、市民生活にも影響が出ている状況ですから、慎重に納税相談とか、そのようなことをきちんとやっていただいで、できるだけ市民生活に影響がないようにしていただければと思います。

他に何かございませんでしょうか。それでは報告事項第2号につきましては御了承いただいたものとさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

— 異議なしの声 —

会 長 ありがとうございます。続きまして、報告事項の第3号、「保険税の賦課方式について」、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

執行機関 (報告事項3 保険税の賦課方式について説明)

会 長 ありがとうございます。このいただいた資料につきましては、3方式、4方式、水戸の場合は3方式ですけれども、2方式に移行した場合にどんなふうに違いがあるのかということ、雛型を配らせていただきまして、決定の数字ではなく、今の段階での算定の数字でございますので、終了後には回収させていただきます。

それでは、今御報告いただいた資料も含めて、何かございますでしょうか。

___委員 二つほどあるのですが、一つは、試算で見ると、独身の人、単身の人が61%いるということで、この人たち2方式ではマイナスになっていて、そうするとかなりの保険税が減になるけれども、そのほかの年代でその分を賄えるかどうか、それからもう一つは、単身世帯以外については、今度は逆に保険税が増えてくるということで、これについては何か対応策は考えているのかどうか、これらについて質問いたします。

会 長 それでは今の2点について、ぜひお願いいたします。

執行機関 今回、国保の場合は、1人世帯が61.88%と非常に多くなりまして、1人世帯の61.88%の分では減るのですけれども、試算の方で、2人、3人、4人、5人、6人と人数を増やしていきましたら、2人以上の世帯では増額になってしまいます。全体の調定額としては、12月15日現在の賦課状況で計算しましたが、今の状態で計算した額と、この2方式で計算した額とで、全体の調定額はあまり変わらないような形でできています。この試算だと、金額は1人世帯では減るのですけれども、2人以上の世帯では増えて全体としては賄える形になっていきます。

また、確かに委員御指摘のとおり、人数が多い世帯というのは2方式として

は、ちょっと負担が増えてしまうということがありまして、その対策としてはまず1番目に、平等割を無くして減った分を、今回は均等割だけで計算してみたのですけれども、所得割にも分けて増やして、その分均等割の増額を抑える方法がまず一つ考えられます。2番目は、県において、20歳未満のお子さんがある世帯の負担増を避けるために、2方式を採用した市町村に対して交付金を出すことを検討しておりますので、それを活用する方法と、あと3番目は、繰越金を活用して税率が上がるのを抑える方法、この3つが考えられまして、これらの方法を活用しながら、被保険者の負担について配慮していきたいと考えております。

会 長 収納額については、単身世帯では減るけれども、ほかの世帯では概ねあまり影響がないようだということと、それから子どもさんがいる家庭の負担が増えるので、これについては、県の助成額やそれから今の剰余金等を活用して、水戸市または国でも、子育て支援という方向性で動いておりますので、そういったものを活用しながら、やっぱり子育て中の方々が激変しないようにその措置をしていく、そのような御説明だったように思うのです。よろしいですか。

___委員 今、会長がおっしゃったように、子供が増えれば増えるほど高くなってしまいうのでは少子化対策に逆行するのと、もともとの健康保険税が高過ぎるわけで、制度の問題ではあるのですけれども、2方式になると、もう明らかに子育て世代の負担が大きくなっていくことが目に見えたわけなのです。

これは、県が2方式に一斉にしろと言ってきてるということだと思っておりますけれども、水戸市は検討中ということで、従わなくてはいけないということではないのですよね。独自で、3方式で続けるという選択肢もあるのでしょうか。

会 長 県のルールの変更について、従わなくてもいいのかどうか。

執行機関 ___委員の御質問にお答えいたします。基本的には、国保の賦課方式とか税率については、市町村が決めるということになってございます。ただ、平成30年度からの国保制度改革によりまして、県単位化が進められております。そのような状況の中で、今回、県が2方式を4年度から目指すということで、方針に規定したわけでございますけれども、県はあくまでも、県に決定権があるわけではないので、方針の規定上は目指すというような表現にとどめてございます。

けれども、県単位化ということを考えれば、基本的には各市町村とも2方式を進めるということになるのかなと思います。資料の6ページにありますように、県内各市町村の2方式への意向の状況を見ますと、44市町村のうち32市町村が7月時点でありまして、2方式に移行するという意向を固めておりますので、水戸市としても、国保制度改革の趣旨に従いまして、2方式への移行を実施すべきと考えてございます。

____委員 県単位化されることによって、自治体の大きさというか大小によってという
か、それによっては今までよりも軽くなる場所が出る一方で、水戸市とかもと
もと高いところが、そんなに恩恵がないというような状況が出ていて、茨城県
の方も国保会計県単位方式になって、先ほど交付金が出る予定みたいな話もあり
ましたけれども、責任をもってやってくれるのかというところが心配でありまし
て、自治体が、まず基礎自治体が行う大事な政策なので、慎重に検討をお願いし
たいという要望です。

会 長 ありがとうございます。この6ページの1番からのですね、2方式移行の見込
みという表の中の、水戸市はこの28ではなくて今12の方におりまして、これか
らこの2方式、ここで御説明をいただいた中で、庁内協議を経て、2方式でいく
のか、それとも現行の3方式を守っていくのか、こういう御論議をいただくのだ
と思っています。

ただ、本市としては、やはり県庁所在地ということもございまして、また、市
民への影響ということについても、十分協議会等で審議しながら、その推移につ
いては御協議いただきながらやっていかなければならないと思っておりますが、今日
の御提案は、県が令和4年度から2方式に変更していきますよと、そして、市か
らは、水戸市の人たちはどう影響が増えるのか、このような御説明をさせて
いただいて、概ねの皆様方のオーソライズをいただくと、そのようなことで御提
案をさせていただいたところでありまして。

____委員 こういう指示でございますので、この2方式の移行についてはですね、今、
委員からもいろいろ話が出ましたけれども、そういったことを執行部の方で検討
していただきながら進めていただく形でもよろしいでしょうか。それでは、その
ように決定をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

次に協議事項についてですが、協議事項第1号、「令和3年度保険税率（案）
について」、事務局から説明を願いたいと思います。

執行機関 （協議事項1 令和3年度の保険税率（案）について説明）

会 長 それでは、令和3年度、来年度の保険税率については、前の審議会で、皆さま
方から特定の意見がなければ令和3年度の税率は変えずではどうか、という御意
見をいただいていたところでございますけれども、改めて3年度を迎えるにあたっ
て御意見をいただければということで御説明をさせていただきました。何かござ
いますか。

____委員 ただいまの国保税の算定方式が、令和4年度から2方式に統一するというこ
とについて、県内44市町村のうち30と多くの市町村が県の方針に合わせて実施
する、というような予定だというような説明がありました。まず国保税の安定化の

ため、そして、国民健康保険が県単位化されたことを踏まえれば、水戸市としても、県の方針に基づいて令和4年度から2方式に移行するといったことでよろしいかと。

会 長 そうしますと、3年度の税については、現行据え置きでというようなお考えでよろしいでしょうか。ありがとうございます。今、そういった御意見をいただきましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。

___委員 今回の件、据え置きとなってよかったですと思います。国保税自体が、負担が大き過ぎる税金になってしまっています。黒字の部分、今回の5億円の黒字の部分、今回の新型コロナウイルスの影響があつて、本当に被保険者の方、払えなくなる方が増えてきているというような状況が見えてきている中で、据え置きはよろしかったのですけれども、下げるという検討はあつたのでしょうか。

会 長 今、事務局案では据え置きだというお考えだという報告をいただいたのですが、___委員の方から、検討の中で下げるというような検討はあつたのかという御質問です。

執行機関 ___委員のただ今の御質問にお答えいたします。まず、今回の検討に当たっては、仮算定額を基にした推計で、据え置いても3年度に必要な事業ができるということがありました。それによりまして、令和2年1月20日の答申に基づく附帯意見のとおり、現行税率に据え置くこととしたということでございます。

さらには、据え置くことの要因といたしましては、今回、県の方で賦課方式の変更が、4年度からということで提起されましたので、もし、仮のお話しをさせていただいて大変申し訳ないのですが、今回仮に税率を改正してしまいますと、また来年度改正するというようなことで、2度改正するということになってしまうことになって、市民の方に混乱あるいは御迷惑をかけるということもありましたので、今回はそういうことを踏まえまして見送り、来年度に改めて、税率あるいは賦課方式を含めた検討をさせていただけたらと、このように考えてございます。

会 長 当委員会でも、前の答申の中で3年度までの変更なし、こういうような答申もしておりますので、それについては御協議をいただく中で十分御配慮いただけたということだと思います。

___委員 ひとつ確認なのですが、県の減額措置というのは、令和3年度までですか。

執行機関 ___委員の御質問にお答えします。今回、県が減額措置としております70億

円の措置につきましては、令和2年度分、3年度分の納付金の軽減措置ということで、限定的な措置ということで、今のところ聞いてございます。

委員 ありがとうございます。それを聞きまして、結論から申し上げますと、まず、方式の変更、2方式で私はいいのかなと思います。と言いますのは、この位置に長く在籍させていただいて、平成23年に今お話しがあったように4方式から3方式に変更した時も、国の方でも、私の記憶違いだったら申し訳ないのですが、いずれは2方式統一というのがすごく言われていました。それを4から3に水戸市はしたということです。それで、やっぱり2方式のほうがいろいろメリットがあって、3方式はわかりにくいからその2方式にするということだと思います。

そこで、今、減額措置というのが3年度までで、これからこの今の御時世、やはり減少減少という減額という言葉が続いているように、上げたくはないのです。下げる場合もあるのですが、保険税というのは見直さなくてはいけないと思うのです。ですから、今、事務局の方がお話ししたように、やっぱり4年度を目指して、この2方式に変更ということがあるので、何回も何回も改正すると、やっぱりまた市民もわからなくなるということです。

そこで、条件付きで2方式というのは、今、税率を、現行税率をそのまま据え置くということが、本当に市民の皆さんの協力だと思うのです。それに応えるために、2方式にした場合に、家族の人数が増えた場合は負担もあります。今は出生率を増やせ増やせと言われている時代なので、絶対子どもを増やしたいと思ってもらえるような、県からの交付金とか、またそのほかのいろんな対応策を考えた上で、この2方式、4年度に向けて県内統一ということでいいのかなと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。ほかにございますか。それでは御異議なしと認めさせていただきたいと思います。令和3年度の保険税につきましては、現行の税率を据え置くと、そしてまた賦課方式については、2方式の移行については令和4年度からの実施を目指すということを御了承いただいたということにさせていただきたいと思います。

なお、今いろんな御意見がございました。2方式への見込みにつきましては、令和4年度の保険税においても、今後、委員の皆さまと御協議をさせていただきながら、説明させていただくことになろうと思いますので、ぜひその節は御協力を賜りたいと思います。また、事務局におきましては、2方式への移行が令和4年度からということになりましたので、円滑に移行できるように、市民理解その他も含めて、様々な措置を講じながら、お進めをいただくことによりお願いをしたいと思います。

その他、今、皆さま方に御提案した報告、または、協議事項につきましては、議事を終了させていただいたわけでありませうけれども、その他で、皆さま方から何

かございますでしょうか。それではないようでございますので、これで令和2年の最終になりましたけども、国保運営協議会を締めさせていただきたいと思いません。

今年はコロナで始まってコロナで終わる、そしてまたコロナの終息もまだ見えない、そのような不透明な時代になってしまいましたけれども、ぜひ医療従事者の皆さま方にはさらに御奮闘いただき、市民の皆さま方の御協力をいただきながら、水戸からコロナを出さない、こういうふうな市民理解を得ながらですね、この年末年始、ぜひ御自愛いただきお過ごしいただければと思います。本年は大変お世話になり、ありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しをさせていただきます。

執行機関 ありがとうございました。本日は、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和2年第4回国民健康保険運営協議会を終了したいと思います。皆さま本日は大変お疲れさまでございました。申し訳ございませんが、先ほどお配りしました資料につきましては、テーブルの上に置いたままで回収をさせていただきたいと思しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。